

(別紙1)

# 政策評価調書(政策体系図)

所管名: 外務省

元年度成立予算における政策体系図 【実施計画(元年4月策定)】(注3)	
基本目標	
施策	
個別分野	
I. 地域別外交	
1. アジア大洋州地域外交	
(1) 東アジアにおける地域協力の強化	
(2) 朝鮮半島の安定に向けた努力	
(3) 未来志向の日韓関係の推進	
(4) 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の 互惠関係の強化等	
(5) タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の 強化	
(6) インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネ イ、マレーシアとの友好関係の強化	
(7) 南西アジア諸国との友好関係の強化	
(8) 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
2. 北米地域外交	
(1) 北米諸国との政治分野での協力推進	
(2) 北米諸国との経済分野での協力推進	
(3) 米国との安全保障分野での協力推進	
3. 中南米地域外交	
(1) 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び 交流強化	
(2) 南米諸国との協力及び交流強化	
4. 欧州地域外交	
(1) 欧州地域との総合的な関係強化	
(2) 西欧諸国との間での二国間及び国際社会 における協力の推進	
(3) 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会 における協力の推進	
(4) ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び 幅広い分野における日露関係の進展	
(5) 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
5. 中東地域外交	
(1) 中東地域の安定化に向けた働きかけ	
(2) 中東諸国との関係の強化	
6. アフリカ地域外交	
(1) TICADプロセス、多国間枠組み等を通じた アフリカ開発の推進	
(2) アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリ カ政策に関する日本国民及び国際社会の理解 の促進	
II. 分野別外交	
1. 国際の平和と安定に対する取組	
(1) 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と 対外発信	
(2) 日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
(3) 国際平和協力の拡充、体制の整備	
(4) 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策 協力の推進	
(5) 宇宙に関する取組の強化	

2年度概算要求における政策体系図 【実施計画(2年4月策定(予定))】(注4)		政策評価 調書番号
基本目標		
施策		
個別分野		
I. 地域別外交		
1. アジア大洋州地域外交		①
(1) 東アジアにおける地域協力の強化		
(2) 朝鮮半島の安定に向けた努力		
(3) 未来志向の日韓関係の推進		
(4) 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の 互惠関係の強化等		
(5) タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の 強化		
(6) インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネ イ、マレーシアとの友好関係の強化		
(7) 南西アジア諸国との友好関係の強化		
(8) 大洋州地域諸国との友好関係の強化		
2. 北米地域外交		②
(1) 北米諸国との政治分野での協力推進		
(2) 北米諸国との経済分野での協力推進		
(3) 米国との安全保障分野での協力推進		
3. 中南米地域外交		③
(1) 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び 交流強化		
(2) 南米諸国との協力及び交流強化		
4. 欧州地域外交		④
(1) 欧州地域との総合的な関係強化		
(2) 西欧諸国との間での二国間及び国際社会 における協力の推進		
(3) 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会 における協力の推進		
(4) ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び 幅広い分野における日露関係の進展		
(5) 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
5. 中東地域外交		⑤
(1) 中東地域の安定化に向けた働きかけ		
(2) 中東諸国との関係の強化		
6. アフリカ地域外交		⑥
(1) TICADプロセス、多国間枠組み等を通じた アフリカ開発の推進		
(2) アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリ カ政策に関する日本国民及び国際社会の理解 の促進		
II. 分野別外交		
1. 国際の平和と安定に対する取組		⑦
(1) 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と 対外発信		
(2) 日本の安全保障に係る基本的な外交政策		
(3) 国際平和協力の拡充、体制の整備		
(4) 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策 協力の推進		
(5) 宇宙に関する取組の強化		

# 政策評価調書(政策体系図)

	(6)国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現	
	(7)国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
	(8)女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
	(9)軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
	(10)原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
	(11)科学技術に係る国際協力の推進	
2. 国際経済に関する取組		
	(1)多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
	(2)日本企業の海外展開支援	
	(3)経済安全保障の強化	
	(4)国際経済秩序形成への積極的参画等	
3. 国際法の形成・発展に向けた取組		
	(1)国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
	(2)政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
	(3)経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
4. 的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供		
III. 広報, 文化交流及び報道対策		
1. 国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策		
	(1)国内広報の実施	
	(2)海外広報の実施	
	(3)IT広報の実施	
	(4)国際文化交流の促進	
	(5)文化の分野における国際協力の実施	
	(6)国内報道機関対策の実施	
	(7)外国報道機関対策の実施	
IV. 領事政策		
1. 領事業務の充実		
	(1)領事サービスの充実	
	(2)在外邦人の安全確保に向けた取組	
	(3)外国人問題への取組	
V. 外交実施体制の整備・強化		
1. 外交実施体制の整備・強化		
2. 外交情報通信基盤の整備・拡充		
VI. 経済協力		
1. 経済協力		
2. 地球規模の諸問題への取組		
	(1)人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
	(2)環境問題を含む地球規模問題への取組	
VII. 分担金・拠出金		
1. 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		
2. 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献		
3. 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献		

	(6)国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現	
	(7)国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
	(8)女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
	(9)軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
	(10)原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
	(11)科学技術に係る国際協力の推進	
2. 国際経済に関する取組		⑧
	(1)多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
	(2)日本企業の海外展開支援	
	(3)経済安全保障の強化	
	(4)国際経済秩序形成への積極的参画等	
3. 国際法の形成・発展に向けた取組		⑨
	(1)国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
	(2)政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
	(3)経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
4. 的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供		⑩
III. 広報, 文化交流及び報道対策		
1. 国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策		⑪
	(1)国内広報の実施	
	(2)海外広報の実施	
	(3)IT広報の実施	
	(4)国際文化交流の促進	
	(5)文化の分野における国際協力の実施	
	(6)国内報道機関対策の実施	
	(7)外国報道機関対策の実施	
IV. 領事政策		
1. 領事業務の充実		⑫
	(1)領事サービスの充実	
	(2)在外邦人の安全確保に向けた取組	
	(3)外国人問題への取組	
V. 外交実施体制の整備・強化		
1. 外交実施体制の整備・強化		
2. 外交情報通信基盤の整備・拡充		
VI. 経済協力		
1. 経済協力		⑬
2. 地球規模の諸問題への取組		⑭
	(1)人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
	(2)環境問題を含む地球規模問題への取組	
VII. 分担金・拠出金		
1. 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		⑮
2. 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献		⑯
3. 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献		⑰

(別紙1)

## 政策評価調書(政策体系図)

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 元年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 2年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、2年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。